

ウ 制限用途のカテゴリーの整理

以上より、制限用途は大きく次の3つのカテゴリーに分けられる。

- ① 非自己用住宅
- ② 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設
- ③ 用途未定の建築物

制限用途である特に防災上の配慮を要する者が利用する施設は、政令第6条に定められている社会福祉施設、学校及び医療施設であり、それぞれの具体的な用途を表3に示す。

表3 具体的な制限用途*の類型表

令和4年7月現在

分 類	具体的な制限用途	
住宅（自己の居住の用に供するものを除く）	分譲住宅、賃貸住宅、社宅、学生下宿 など	
社会福祉施設	老人福祉施設（老人介護支援センターを除く） 有料老人ホーム	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
	身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する施設	障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設
	保護施設 （医療保護施設及び宿所提供施設を除く）	救護施設、更生施設、授産施設
	児童福祉施設 （児童自立支援施設を除く）	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童家庭支援センター
	障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る）の用に供する施設	障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る）の用に供する施設
	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム
	母子健康包括支援センター	母子健康包括支援センター
	その他これらに類する施設	児童相談所に設置される一時保護施設など
特別支援学校、幼稚園	盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園	
病院、診療所、助産所	病院、診療所、助産所	

*上記の施設は関係法令の定義に該当するものであるが、関係法令の基準を満たさない施設であっても、社会通念上、施設の性格を評価したうえで、施設の概念に含めてとらえることが可能なものは、制限用途の対象となる。